

[HP D I O目次に戻る D I Oバックナンバー](#)

視点

消費不況・下降悪循環の懸念にどう対応するか

連合総研の経済情勢シンポジウムが11月4日に開かれた。

今年は、最初に田中努主査（中央大学政策学部教授）による当面する日本経済の動向に関する講演、また「日本型雇用は変貌しているか、その方向はどのようなものであるか」について小野旭氏（一橋大学名誉教授、東京経済大学教授）の講演をいただいた。次に栗林所長による例年の連合総研シミュレーションと内外経済情勢報告が行われ、最後に三者によるパネル・ディスカッションがなされ、日々直面している判断の難しい問題について内容の豊かな議論が交わされた。以下いくつかの目立った論点を紹介しよう。

<構造改革と財政運営の柔軟化>

田中努主査は混迷を深める日本経済の現状について、そもそも、現在の消費不況は消費税率引き上げによる5兆円規模、特別減税の廃止で2兆円、計7兆円をはじめとする1997年度財政に問題があったと分析する。

財政再建が一年早く進みすぎた。そこで過度の財政緊縮政策→消費不況→投資調整の再発生→黒字再拡大→円高→円高不況という下降悪循環のメカニズムが生じつつあることが懸念される。いま生じつつある消費不況→投資調整の再発生を遮断し、中長期的な構造改革をつづけていくためには財政再建を自己目的化するような政策を転換し、当面2兆円以上の減税などの所得税減税、法人税減税、次世代のプラスとなるような長期公共投資などの積極型の財政政策をできるかぎり早く発動すべきだと主張された。

所得税減税などの財源としては現局面では今年度の赤字国債減額予定分（4.5兆円程度）の一年先送りするということを考えてもよい。そしてある程度の財政運営の柔軟性を維持することが日本経済の構造改革という長期的な課題を達成するためにも不可欠であるとされた。

田中主査は、この財政構造改革法の2003年という目標について科学的根拠が乏しい、もともと足元の時点での数字もわからないというのが本当の話である。さらに赤字国債と建設国債の区分についてはむしろ次世代に確実にプラスとなるようなものとそうでないものという意味ではあったほうがいい、適正な公共投資は否定さるべき根拠はない、とされた。財政構造改革法が成立するとして、その「集中期間」を「集中不況期間」としないよう、そこでの運用の弾力化が是非求められるとした。

いま少し日本経済の長期的展望について補足すると、少し前までいわれた日本経済の強さ、良さとされてきたことがすべてなくなっているわけではない。長期雇用制度も取引コストを減らす役割があるなど別の経済理論で説明することも可能である。長期雇用と年功賃金には補完性がある。バブルがはじけたということだけで全てを失ってしまうかのような議論ではいけないと思うと指摘された。

<日本的雇用システム崩壊は自明ではない

—正確には「変化の兆し」が出てきている>

小野旭氏は、まず日本型雇用システムの現状と評価について、以下のように述べられた。

この10年の間にまず日本型雇用システム後進性論から絶賛論への転換と国内外での広がり、そして突然の崩壊論、後進性論への逆行、ひいてはすでに日本型システムは崩壊しているとの議論がなされている。

さまざまなデータを突き合わせてみてもすでに崩壊したというのは全く自明ではない。しかし全く変化していないかということそうではない。実証的にみれば、日本型といわれる「はえ抜き重視の内部昇進制」という特徴に着目して賃金センサスで分析すると、かつて「はえ抜き」組が非「はえ抜き」組の昇進スピードを大きく上回っていたのに対し近年はその差が縮小している。これが「一社就社」の長期勤

続のメリットを低下させていることを意味するとうけとることができ、不況下での新規大卒の若年層の労働移動率の上昇と関連づけて考えることもできよう。

この若年層の流動化傾向がはたしてこれから中高年層までに及ぶかどうか、また雇用システム全体が変化するかどうか注目されるどころだ、とした。

次に年功賃金に変化するかどうかという問題がある。外部労働市場での移動について年齢効果は数字でみるかぎりこれまであまり変化してきていない。したがって年齢別賃金格差は労働市場の流動化と矛盾しない。つまり年功賃金はそれほど変化しないかもしれないと考えることも可能である。年功賃金という特徴がもしも抜本的に変わるとすれば、日本で問わず語らずに前提となっている労働者の間での賃金の通念、つまり賃金には年齢別の生活保障の性格をもつという点が崩れるならば、変化は起こりうるといえよう。長期雇用システムについていえば日本が関わっているとしても、アメリカなどの外国でもかえって長期勤続化の傾向も指摘されているくらいである。

いずれにせよ日本型雇用システムが変化するとしても、断絶や崩壊ではなく「連続性をもってシフトいく」ことになろうとした。

<高コストなのは失業の社会的代価>

さらに日本の賃金水準が世界一になった、高コストになったという点について言及された。

終身雇用がそれをもたらしたということはできないのではないか。つまり生産性と賃金の見合いを示す労働分配率をみると、日本は先進国の中で低い方の国にとどまっている。このような相対関係でみるべきではないか。また日本の産業構造調整のスピードを国際比較するともっとも早い。構造変化の将来について必ずしも悲観する必要はない、とされた。

むしろわれわれが見落としがちなのは、「失業の社会的コスト」という問題である。失業によるGDP損失分は一人当たり750万円とするとラフにみて17兆円にもなる、失業を増大させないことが重要

である、と述べた。

<行財政改革と社会の長期的安定性>

会議のたびごとにロンドン・東京を往復され、ロンドンでの研究生活も送っておられる栗林所長からは、以下の点が述べられた。

機関誌D I Oの本年一月号に、97年度予算編成の動きを懸念し、「97年はなんとしても政策不況に陥ることだけは避けたいものだ」と書いた。しかし現実には残念ながら懸念通りになりつつある。

1990年代のアメリカ・イギリスは長期にわたる景気の好調を維持している。これは国内の堅調な消費に支えられたものだ。消費主導型成長ともいえよう。日本の景気回復策はもはや限られている。財政発動が抑制され、公定歩合が0.5%はこれ以上下げられない状況にあり、また輸出拡大による景気回復がさらなる円高を招く危険がある以上、国内需要、なかんずく個人消費の拡大にしか活路がない。

ところが、現在生じているのはそうした要請とは逆に消費のいっそうの冷え込み、消費性向の低下である。そしてそれを主因とした下降悪循環の懸念がある。経済への信頼の低下、先行き期待の低下がこれから進行することが懸念される。これに対しては減税をはじめとする財政政策の発動しかない。その際、仮に所得税改革と法人税改革いずれを優先させるのか、といわれれば、現在は企業は資金余剰状態にあり景気への即効性を考えれば所得税減税が先行さるべきだといえよう。

日本は家計もお金が余っている、企業も余っている、政府もその方向でというのが今の財政再建の議論の仕方、これはどうみても無理がある。資金循環表でみれば日本は一斉に貯蓄にはげみ、それは結局は貿易黒字となる。その帰結は明らかだ。つまりミクロとマクロのすれ違いとなる。

いずれにしても行財政改革は中長期課題として重要である。しかし現在の議論の仕方には将来いかなる方向に日本の経済社会をもっていくのかという視点がないまま、ただ当面現行制度をこわしてみようというような傾向がある。しかしおそらく長期雇用などもしもいったんこわれたなら元に戻らない危険も

ある。

現在の英国の政策や制度にどう関係しているかはつまびらかでないが、イギリスでは「利害当事者参加型（ステイク・ホルダー型）」ということが議論されはじめています。またWelfare to Work（福祉給付よりは仕事の機会）」ということが新労働党でいわれている。青年の失業を克服するにはわずかのお金をわたすよりは青年達に仕事の機会や教育・訓練の機会を与えるべきだという主張である。高齢化が進む日本のこれからのあり方に示唆を与えるものと思われる。

いずれにせよ日本の長所である「社会の安定性」という点をしっかりみておく必要があるだろう。

以上簡単に紹介したように大変に内容の濃いシンポジウムであった。

（小野 旭氏の講演要旨は次号掲載予定）

[HP D I O目次に戻る D I Oバックナンバー](#)

寄稿

地方分権・勧告と今後の課題

自治労 中央執行委員長 榎本 庸夫

地方分権推進委員会が4次にわたる勧告を行い、実質的な勧告作業を終えた。一言で言えば、月並みだが成果はあるが残された課題も多い、ということだろう。私自身2年間にわたり専門委員として委員会審議に携わってきた立場にあり評価は難しい面もあるが、審議経過を振り返りつつ論じてみたい。

95年7月に発足した委員会は、10月、主に権限委譲を審議するために二つの部会を発足させる。そして、12月末には機関委任事務制度の廃止を前提に「検討試案」を公表する。ここまでは村山政権下。翌年各省から再び意見を聞いた後、96年3月委員会は敢然と「中間報告」として機関委任事務制度の廃止を宣言する。しかしこの段階に至ってなお、省庁側は決して機関委任事務制度の廃止を認めようとはせず、委員会との溝は埋め難いほどに深かった。1月から政権を担っていた自民党と委員会との間に時折不協和音が響いたやに伝えられる。委員会はその後、第一次勧告までの9ヶ月の間作業を進めながら、一定の方向転換を図っている。それは簡単に言えば、権限委譲問題から関与問題への移行といえることができるかもしれない。権限委譲が各省の定員や利益にあまりに直接的に関わる課題であったために、これを避け自治体の判断権を拡充し国の関与を縮小するという方針を選んだのであろう。そうして省庁との力関係が逆転していることを示す象徴的な事件が、第一次勧告が迫った96年11月20日に起こる。橋本総理が勧告について「実行可能なしっかりとしたものにしてほしい」と言ったのである。

「実行可能」とはすなわち「省庁と合意していること」と霞ヶ関では理解されたという。法的根拠はどこにもないが、委員会は勧告内容について一々省庁と合意しなければならなくなってしまった。それで

も委員会は第一次勧告で、ついに正式に「機関委任事務制度」の廃止を勧告した。この意義は重たい。これで中央省庁は、これまでのような通達による指示・命令を安易にできなくなったからである。また自治体は自治事務について条例制定が可能になることから国の顔色を見て仕事する必要はなくなった。地域・住民の意向を基に仕事をする基盤ができたのである。

第一次勧告後、委員会は地方行革を討議する新たなグループを発足させる。官邸筋が地方行革の推進を検討するよう強く求めたのである。委員会が自治体の行政改革に関心がなかったわけではない。しかし、委員会が国の問題としてこの問題を取り上げれば、それは強権的、中央集権的なものにならざるを得ない。「分権」委員会の趣旨に反することをそれまで委員会は意図的に避けてきたということであろう。こうして委員会は、大きな趣旨替えを求められることになっていく。それは最も重要な税財源の検討の時に如実に表れた。第二次勧告の中心テーマであった税財源問題では、委員会は補助金改革の方向など勧告を行っているが、残念ながら国から地方への税源の委譲については極めて抽象的に触れることしかできなかった。

第三次勧告は、極めて異質な勧告である。駐留軍用地の収用問題と地方事務官の事務と身分の問題を扱ったが、いずれも地方の要望と反対の結論を出したからである。委員会としての極めて政治的な対応と受け止めるがまったく遺憾と言わざるを得ない。

第四次勧告で、委員会は漸く大きな仕事をした。それは第三者機関の設置の勧告である。世論の関心は小さかったが、第二次勧告前に提案され省庁がもっとも抵抗していたのがこの問題であった。自治体が国と裁判を行う道を開くことを勧告しており、これによって自治体は国の関与について堂々と第三者の審判を仰ぐことができるようになる。

さて、これら一連の勧告はどう評価されるべきであろう。委員会自身認めているように、これら勧告がすべて実施されたとしてもいまだに出発点にすぎないことは確かである。権限委譲も財源委譲もない分権など考えられないからである。しかし、第一歩は確かに歩み始めた。機関委任事務は、約6割が自治事務になり、これらにはこれまでのような国の包括的な指揮監督権はないし、原則的に条件制定が可能である。市町村がわが市わが町の顔のみえる条例を制定してこそ、本当の地方自治が生まれるであろう。

最後に、市民を中心にした地方分権を進めることによって自治体労働運動の改革が求められることについて触れておきたい。地方分権によって本当の意味で地域の主人公が市民となれば、労使関係もそのことに規定されないわけにはいかない。したがって自治体労働運動にとって、自治体の仕事、労働のあり方について常に市民に普遍化していくことが問われている。それは容易いことではないが不可能でない。われわれの仕事は市民との共有のテーマであり、どの地域でも自治体労働者と市民はその共同の経験が可能であるからである。

[HP D I O目次に戻る D I Oバックナンバー](#)
